

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和元年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	阿南町

1 施設名等

施設名	長野県阿南少年自然の家	住所	下伊那郡阿南町西條2332
		電話	0260-22-3315
		ホームページ	http://ananshonen.jp/

2 施設の概要

設置年月	昭和61年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例																																										
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図るため																																												
施設内容	<p>◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 2,651.0㎡ 宿泊室 1階:洋室12室、2階:和室8室・リーダー室:4室 宿泊定員200名 その他 プレールーム(337㎡) 研修室、食堂、浴室、談話室、事務室等</p> <p>◇野外施設 キャンプ場(炊事場、便所、倉庫):宿泊定員200名 約9,300㎡ 営火場、マレットゴルフ場、遊歩道等</p>																																												
利用料金	<table border="0"> <tr> <td>1 宿泊施設</td> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>2 キャンプ場</td> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3 日帰り利用料</td> <td>研修室 午前9時から正午まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館 午前9時から正午まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室及び体育館以外の施設 25歳以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15歳以上25歳未満</td> <td>200円</td> </tr> </table>			1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円		25歳未満の者 1人1泊について	700円		小・中学生 1人1泊について	350円	2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円		25歳未満の者 1人1泊について	400円		小・中学生 1人1泊について	200円	3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円		午後1時から午後4時まで	300円		午後5時から午後8時まで	300円		体育館 午前9時から正午まで	900円		午後1時から午後4時まで	900円		午後5時から午後8時まで	900円		研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円		15歳以上25歳未満	200円
1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円																																											
	25歳未満の者 1人1泊について	700円																																											
	小・中学生 1人1泊について	350円																																											
2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円																																											
	25歳未満の者 1人1泊について	400円																																											
	小・中学生 1人1泊について	200円																																											
3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円																																											
	午後1時から午後4時まで	300円																																											
	午後5時から午後8時まで	300円																																											
	体育館 午前9時から正午まで	900円																																											
	午後1時から午後4時まで	900円																																											
	午後5時から午後8時まで	900円																																											
	研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円																																											
	15歳以上25歳未満	200円																																											
開所日	閉所日は以下のとおり ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。																																												
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。																																												

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	阿南町	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和元年度(A)	平成30年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
26,400 千円	26,300 千円	100 千円	
	増減理由	指定管理者更新時の事業計画額の消費税の増税による増額	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・少年自然の家の利用の許可に関する業務 ・少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 ・青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの ・前各号に掲げる業務に附帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	1,177	3,242	2,367	2,526	3,676	1,819	1,197	1,127	736	309	723	411	19,310
平成30年度(B)	1,739	2,479	2,154	2,492	3,348	1,864	1,370	810	663	367	421	976	18,683
(A)/(B)	67.7	130.8	109.9	101.4	109.8	97.6	87.4	139.1	111.0	84.2	171.7	42.1	103.4
増減要因等	昨年と比べ、利用団体も利用人数も増えておりますが、新型コロナウイルスの影響により3月は少なくなっています。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	226	595	434	342	1,218	459	87	169	95	0	126	0	3,751
平成30年度(B)	261	593	334	308	932	574	184	99	80	16	43	155	3,579
(A)/(B)	86.6	100.3	129.9	111.0	130.7	80.0	47.3	170.7	118.8	0.0	293.0	0.0	104.8
増減要因等	昨年と比較し697千円増額しています。3月は利用実績と同じく新型コロナウイルスの影響により減少となっています。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和元年度(A)：308日	平成31年度(A)：9:00～20:00	無	
平成30年度(B)：313日	平成30年度(B)：9:00～20:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ウォークラリー上の安全点検を日常的に実施し、危険個所の把握やハチの巣駆除などに努めている。また熱中症予防のため、給水ポイントを設けるなど、利用者の安全に留意している。 ・食事では食物アレルギーの子どもが多くなり、学校または保護者に連絡し、事故が起こらないよう対応に努めた。また、成分分析表を送り、安心して食事ができるように配慮した。 ・冬場は部屋の暖房だけでは寒いので、湯たんぽを用意し貸与した。

(6) その他実施した取組内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ウォークラリーコースの下見では職員が同行し、事前踏査を実施している。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためにアルコール消毒等を設置した。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

<ul style="list-style-type: none"> ・教育に携わる者としてこのような施設の存在ははとてありがたい。多くの人に利用していただけるようにPRしていきたい。 ・天候や子どもの状況に応じて、職員が親切で柔軟に対応してとても気持ちよく利用できたと満足の声が多かった。 ・今年初めて使わせていただきました。環境・プログラム・対応等すべてにおいて満足し感謝しております。施設職員の指示・配慮・段取り・指導などについては学ぶ点が多くあり、子どもたちを伸ばしていただいたことに深く感謝します。 ・今年は暑い日がとても多かった。特に2階はもう少し空調が良くなるといいと思います。クーラーがあればうれしいです。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び事業計画書に基づき、適正な管理運営を行った。また、施設利用者が安全安心な活動を行えるよう、施設の点検、修繕に心掛けた。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	・利用については受付順を基本としているが、希望が重複する場合は連絡、調整を行ない、各団体の理解と協力の上で平等な利用の確保と利用計画を立てている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	・成果のある活動内容に向け、事前打ち合わせで各団体のプログラム作成の支援を行ない、利用者のニーズをプログラムに反映させている。 ・利用後のアンケート評価については業務を継続的に改善するためのPDCAサイクルとして反映させている。 ・利用団体の希望があれば休所日でも職員の勤務体制を調整し、受入れを実施した。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	・地域の特性を活かしながら子どもの自立支援3事業、親子のふれあい支援10事業行った。また高齢者の健康維持、向上支援のためにマレットゴルフ大会を4回実施した。 ・必要に応じ大学生の教育参加やボランティアスタッフの協力を得て、事業が円滑に行われるよう配慮した。 ・過去の事業内容を精査し、参加者が少なかった事業の内容を見直し、新規事業を計画することにより参加者確保につなげた。	宿泊を伴う自主事業や、地域の資源を活用した特色ある自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	・協定書の管理運営体制の基準に基づき職員配置をしている。小・中・高とそれぞれの教職経験を持つ職員とクラブの専門知識、技術を有する職員が、その知見に基づきプログラム支援を行い、適切な指導・助言を行っている。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	・収入については利用料金、食事料金ともに予算額を上回った。支出については食事料金の増額により賄材料費が多くなったが、光熱水費や燃料費、消耗品費など需用費の経費削減に努め、適正な財政運営が図れた。	経費削減に努めていることが認められる。	B
総合評価	・日帰り利用団体に食堂の利用を推奨することで食事料金の向上が図れた。 ・職員の迅速で柔軟な対応により、利用者が安心、安全に活動できる施設運営ができた。	事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	・施設の老朽化に伴い、30年度には野外炊事場トイレ水洗化工事と大規模な施設修繕が行なわれ、利用者の要望が反映された。引き続き要望していきますので利用者の満足度の向上が図れるよう改修について施設管理者の協力をお願いしたい。 ・所の活動として、自然体験学習を掲げているが、雨天時の野外炊事場使用は大変手狭になるため、屋根の拡張など対応。 ・冬期間の利用促進が必要であるため、新規事業等の計画や広報活動の見直しを検討している。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・近隣施設・組織と密に連携を取りつつ、さらに魅力的な事業の実施・発信に努められたい。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課